

使用済自動車の引取報告を間違えると大変なことに!?



間違えて関係のない車を引取報告してしまうとその車は廃車扱いとなり知らない誰かがひどい目に…



車検時に誤発行発覚!



名義変更できません!

納車できない!



場合によっては損害賠償請求されたり行政指導※を受けるかも。

引取報告は慎重かつ正確に!

※引取業者には廃車を引取る際、実車の車台番号およびフロン類やエアバッグ類の装備を確認し、正確に引取報告を行う義務があり、間違えた移動報告を行うと、勧告・命令の対象となる可能性があります(自動車リサイクル法第90条)。

えっ!



1 現場担当は、使用済自動車が入庫したら実車の車台番号と書類を突合せ、一致しているか確認しましょう!

※「管理台帳」記入も忘れずに!



2 入力担当は、「管理台帳」を確認し、ミスのないよう正確かつ慎重に入力しましょう!

※決して入庫前に入力しないこと!



詳しくは <http://www.jars.gr.jp/dmn/exdm3000.html>

